

主な事業	1. 障害者週間などを活用し、障害理解を深めるイベント等を実施します。	関係機関	障害者総合支援協議会、障害者団体	関連する 専門部会	啓発・権利擁護
	2. 市ホームページにて、障害福祉サービスや障害についての周知を図ります。		障害福祉サービス事業者		
	3. 市民(特に小中学校)や関係機関向けに、障害のある当事者を講師とする講演会や研修(障害理解教育)を実施する等により、障害への理解を深めます。		自治人権推進課、教育委員会、障害者団体、社会福祉協議会		

		令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
指標等	初期値	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
①イベント等の参加者数	300 人	320 人			340 人			360 人			380 人			400 人			420 人		
②ホームページによる周知件数	0 件																		
③講演会・研修等の実施件数	0 件																		
成果	①																		
	②																		
	③																		
	・																		
課題	①																		
	②																		
	③																		
	・																		
今後の対応																			

(令和6年度) 障害者総合支援協議会による評価		今後の対応	
(令和7年度) 障害者総合支援協議会による評価		今後の対応	
(令和8年度) 障害者総合支援協議会による評価		今後の対応	
(令和9年度) 障害者総合支援協議会による評価		今後の対応	
(令和10年度) 障害者総合支援協議会による評価		今後の対応	
(令和11年度) 障害者総合支援協議会による評価		今後の対応	

第6次佐倉市障害者計画における基本施策 進捗管理シート

(参考)
現在の計画の進捗管理

施策	基本目標	施策	事業名	実施内容	関連する 部会	令和3年度の取り組み	令和4年度の取り組み	令和6年3月までの実施予定 (今後の方向性や実施方針)	委員からの意見、評価など
1	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	1 障害理解の促進	障害のある人となる人との交流機会の創出	障害のある人となない人が、ともに活動する場を設け、交流を通じて障害や障害のある人への理解促進を図ります。	すべての部会	令和3年12月に「みんなで知ろう!バラスポーツ」を開催し、バラスポーツの体験を通して交流の場を創出しました。	・令和4年12月に「みんなで知ろう!バラスポーツ!2022」を開催し、バラスポーツの体験や東京・パリンピック2022入賞者をお招きし、交流の場を創出しました。	・障害者週間にバラスポーツ等を体験できるイベントを開催します。 ・障害者週間等の機会を活用し、障害のある人もない人も共に参加できるイベントを通じて理解促進を図ります。	
2	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	1 障害理解の促進	障害者週間を活用した啓発事業の実施	引き続き、佐倉市障害者総合支援協議会等の関係機関と連携し、障害についての理解を促進するための講演会等を、障害者週間に実施します。また、市広報などの情報伝達手段を活用した事業の周知を行い、関心を高めることで障害への理解を図ります。	すべての部会	令和3年12月に開催した「みんなで知ろう!バラスポーツ」において、佐倉市障がい者団体連絡会が実施した「まちのバリア点検会」の活動を展示し、障害理解の促進を図りました。	・令和4年12月開催の「みんなで知ろう!バラスポーツ!2022」にて、佐倉市障がい者団体等連絡会が実施した「まちのバリア点検会」の活動紹介や、就労系事業所の製作品の販売を通じて、障害理解に関する啓発を図りました。 ・佐倉産業大博覧会にて障害福祉に関するブースを出展し、来場者へ障害福祉の仕事の紹介等を実施しました。	・障害者週間にバラスポーツ等を体験できるイベントを開催します。バラスポーツの体験以外にも理解促進のための取組を併せて実施します。 ・障害者週間以外にも、佐倉産業大博覧会において、来場者へ障害理解促進となる啓発事業を実施します。	
3	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	1 障害理解の促進	ピアサポートを活用した講座の実施	障害のある人や家族に向けてピアサポーターを講師とした講座を開催し、障害特性や支援方法についての理解促進を図ります	すべての部会	聞こえが悪くなっているかたへのコミュニケーション支援(筆談)や聞こえについて学ぶため、「中途失聴者・難聴者の支援を学ぶ講座」を実施し、講師はピアサポーターが実施しました。	聞こえが悪くなっているかたへのコミュニケーション支援(筆談)や聞こえについて学ぶため、「中途失聴者・難聴者の支援を学ぶ講座」を実施し、講師はピアサポーターが実施しました。	ピアサポーター等の協力を得ながら講座の開催を継続し、より効果的な障害の理解促進を進めます。	
4	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	2 権利擁護の推進	差別解消に向けた取組の実施	障害のある人への差別解消と合理的配慮について、本人及び関係者を含めたすべての市民の理解促進に向けた取組を、佐倉市障害者差別解消支援地域協議会や関係機関と連携し推進します。	啓発・権利擁護	佐倉市障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、令和4年度以降の市の取り組みについて協議を行いました。	・改正障害者差別解消法の認知度等を把握するため、事業者へのアンケート調査を実施しました。 ・民間事業者の研修に、市職員が講師となり障害者差別解消法の周知を行うなど、障害理解の促進に努めました。	改正障害者差別解消法の施行に向けて、事業者や市民へ広く周知を図り、法の認知度の向上や事業者の差別解消にかかる取組を支援・推進します。	
5	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	2 権利擁護の推進	佐倉市成年後見制度利用促進計画に基づく制度の利用促進に向けた取組の実施	成年後見制度について、障害福祉の現場で働く職員等に対し制度の周知を行うことにより、利用の必要性についての理解を広め、制度利用を必要とする方を把握し、対応の充実を図ります。	啓発・権利擁護	・相談支援事業所連絡会に、成年後見支援センターに参加いただき、成年後見制度に係る情報交換を実施しました。 ・同センターが「施設利用者の財産管理や権利擁護について」の研修を障害福祉事業所の職員を対象に実施しました。	・佐倉市成年後見制度利用促進計画に基づき、地域連携ネットワークづくりの研修について相談支援事業所に情報提供を行いました。 ・成年後見支援センターにて、必要に応じて個別訪問等により制度説明を行うなど対応の充実に努めています。	・制度の必要性の理解を深めるため、当事者団体等へアンケートを実施する等により、制度に関して不安な点等について意見聴取し、制度を理解をする機会を作ります。 ・障害福祉事業所の従事者が参加できる研修について、広く情報提供を行います。	
6	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	2 権利擁護の推進	障害者虐待防止への取組の推進	虐待の予防と早期発見を図るため、障害者虐待防止法の理解促進と、虐待に関する通報義務の周知を行い、迅速かつ適切な対応の強化を引き続き実施します。	啓発・権利擁護	虐待通報を受けて迅速な情報収集及び事実確認に努めました。また、重大かつ緊急性が高く、すぐ分離が必要なケースはありませんでした。	虐待通報を受けた際は、関係機関と連携し迅速な情報収集及び事実確認に努めました。また、必要に応じて再発防止計画を作成し、その進捗等について確認しました。	・被虐待者及び虐待者に対し、必要な支援を行うとともに、関係者と連携しながら虐待再発防止に努めます。 ・市ホームページを活用し、障害者虐待防止法の理解促進を図ります。	
7	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	3 福祉教育の充実	福祉体験学習の取組実施支援	児童・生徒を対象とする学習プログラムの作成(交流及び共同学習)を行い、関係機関と連携し、教育現場での福祉学習の推進を支援します。	すべての部会	福祉体験学習の実施にあたり、実施を支援した実績はありませんでした。	人権尊重のまちづくりデリバリー事業において、東京2020パリンピック入賞者を講師として、市内小学校にて障害についての福祉学習を実施しました。	・人権尊重のまちづくりデリバリー事業と連携し、小中学校で障害がある人との交流がある学習機会の創出を支援します。 ・福祉学習の推進のため、子ども向けサポートブックの活用について、学校や関係機関に協議を行います。	
8	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	3 福祉教育の充実	障害を理解するためのデリバリー講座の実施	専門機関と連携し、地域や企業等を対象にデリバリー講座を実施し、障害に関する正しい知識の普及促進に努め、障害の理解を深めます。	すべての部会	デリバリー講座の実施はありませんでした。	民間事業者の福祉に関する研修において、市職員が講師となり障害者差別解消法の周知を行うなど、障害の理解の促進に努めました。	・民間事業者の福祉に関する研修の機会等を通じて、障害者差別解消法の周知や、障害理解の促進を進めます。	
9	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	3 福祉教育の充実	児童に向けたわかりやすいパンフレットの作成	小学生の福祉教育の教材として活用できるパンフレットの作成を行い、障害への理解促進を図ります。	啓発・権利擁護	総合支援協議会(啓発・権利擁護部会)により、「子ども向けサポートブック(第2版)」を作成しました。	・令和3年度に作成した「子ども向けサポートブック(第2版)」を小学校の福祉教育の教材として使用してもらえよう市内小学校へ協議を行いました。 ・社会福祉協議会がコーディネートして実施している、小学校での福祉教育において、「子ども向けサポートブック(第2版)」の一部を配布しました。(2校)	・福祉学習の推進のため、「子ども向けサポートブック(第2版)」の活用について、学校に協議を行います。 ・「子ども向けサポートブック(第2版)」活用以外にも、福祉教育の推進を図るため教育委員会等と協議を実施します。	

資料3
令和5年度第2回
佐倉市障害者総合支援協議会
(R6.3.15)

地域生活支援拠点等の整備に関する 方向性について

佐倉市 福祉部 障害福祉課



目 次

1. 地域生活支援拠点等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P3～5
2. 佐倉市の整備手法・・・・・・・・・・・・・・・・ P6～7
3. 拠点等のごとの現状及び取組（案）・・・・・・・・ P8
4. 「地域生活支援拠点等運営委員会」（仮称）の概要・・・・ P9
5. 拠点等の機能を担う事業者の登録・・・・・・・・ P10～14

1. 地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）の概要①

(1) 趣旨

○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能（P4）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支える体制を構築する。

(2) 期待される役割

○地域生活における安心の確保

緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用により、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

○地域生活への移行・継続の支援

体験の機会の提供を通じて、入所施設や病院、親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備する。

1. 地域生活支援拠点等の概要②

(3) 備えるべき機能

①相談

➡ 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、緊急の事態等に必要なサービス等の相談支援を行う

②緊急時の受入れ・対応

➡ 介護者の急病や障害者の状態変化等による緊急時の受入れや医療機関への連絡等の対応を行う

③体験の機会・場の確保

➡ 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、GH等のサービス利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する

④専門的人材の確保・養成

➡ 医療的ケアが必要な者等に、専門的対応を行う体制の確保や、専門的対応が可能な人材の養成を行う

⑤地域の体制づくり

➡ 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行う

1. 地域生活支援拠点等の概要③

- 拠点等の整備は、改正障害者総合支援法（R6.4.1施行）に法定され、市町村に整備の努力義務が課された。（参考1）
○こうした状況等を踏まえ、令和6年度からの「第7次障害者計画・第7期障害福祉計画（案）」の重要施策に位置付け。（参考2）

参考1

【拠点等が担うべき機能（令和6年4月1日施行の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成

参考2

<第7次障害者計画（案）>

④希望する暮らしの実現

地域生活支援拠点等による居住支援のための機能を確保し、障害者がそれぞれの地域で希望する地域生活を営むことができるように支援します。

	主な事業内容	関係機関等
1	地域生活支援拠点等の機能（面的整備）を担う事業者を確保するとともに、コーディネーターの配置など機能の充実を図ります。	相談支援事業所 障害福祉サービス事業者

<第7期障害福祉計画（案）>

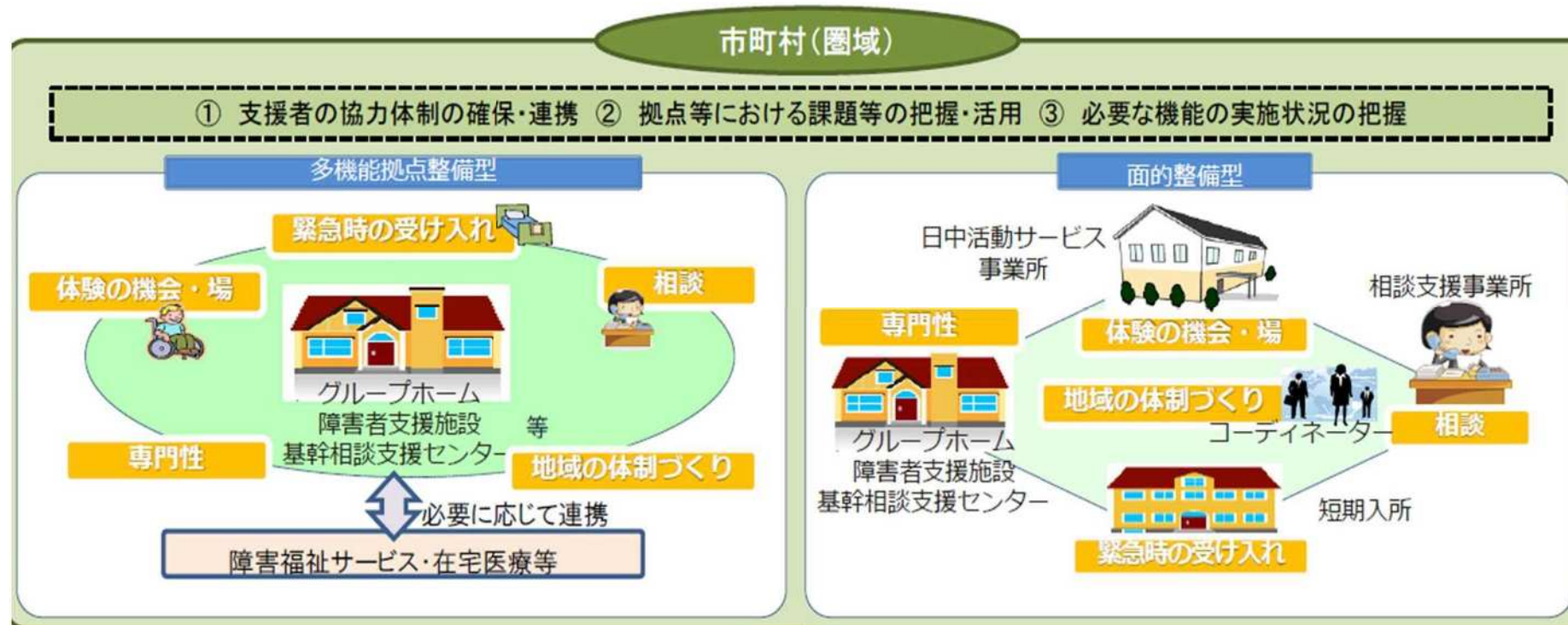
（ウ）地域生活支援の充実

項目	目標値の考え方	目標値
地域生活支援拠点等の充実	地域生活支援拠点等の実績を踏まえ運用状況を検証・検討する	年1回

【出典】厚生労働省 資料

2. 佐倉市の整備手法①

- 拠点等の整備手法は、以下の2つの類型が示されている。
 - ① 多機能拠点整備型 ➡ 5つの機能(P4)を集約し、グループホームや入所施設等に付加するもの
 - ② 面的整備型 ➡ 5つの機能(P4)を複数の機関が分担するもの
- なお、地域の実情に応じて、(多機能拠点整備型 + 面的整備型)も認められている。



2. 佐倉市の整備手法②

(1) 整備手法ごとの利点・欠点

○ 多機能拠点整備型の利点・欠点は以下のとおりと考えられる。

【利点】➡①ワンストップで迅速な対応ができる ②1か所での対応することで安心感がある

【欠点】➡①広い圏域に対応できない ②整備費用・時間が膨大にかかる
③施設の類型等により対応可能な障害種別が限られる(例:視覚障害に強みがある 精神に強みがある等)

○ なお、面的整備型の利点・欠点は、多機能拠点整備型と対になると考えられる。

(2) 佐倉市の整備手法

○ 佐倉市は、2つの基幹相談支援センターや委託相談支援事業所、短期入所やグループホーム、日中活動系の障害福祉サービス事業所等、既存の社会資源が存在している。

○ 佐倉市の現状及び整備手法の利点・欠点を踏まえ、整備の類型は「面的整備型」とする。

3. 拠点等の機能ごとの現状及び取組（案）

NO	機能	佐倉市の現状	佐倉市の取組（案）	機能を担う機関
1	相談	・相談支援事業所の設置による 相談支援等の実施 ※市内5圏域ごとに設置 （うち、2事業所は基幹相談支援センター） ※社会福祉法人へ委託	☐ 機能を担う事業者の登録（P10～14） ☐ 緊急時の支援が見込めず障害福祉サービスを利用していない障害者の事前登録制の検討 ☐ 拠点コーディネーター配置の検討 （緊急時の連絡体制の明確化、他機関との連携を含む）	・相談支援事業所 ・障害福祉課
2	緊急時の 受入・対応	・短期入所（6か所）による受入等の実施 ※相談支援事業所が調整等を行う	☐ 機能を担う事業者の登録（P10～14） ☐ 短期入所の空床状況の共有方法の検討 ☐ 緊急時の受入・対応策（緊急枠の確保等）の検討	・入所系サービス事業所 ・訪問系サービス事業所 ・相談支援事業所
3	体験の 機会・場	・グループホーム（53か所※一部休止）による体験利用の受入を実施 ※相談支援事業所が調整等を行う	☐ 機能を担う事業者の登録（P10～14） ☐ グループホーム等の空床状況の共有方法の検討 （グループホーム等事業所連絡会の活用等）	・入所系サービス事業所 ・通所系サービス事業所 ・相談支援事業所
4	専門的人材の 確保・養成	・療育支援コーディネーター及び 精神保健福祉士の配置による 専門的相談支援等の実施 ※基幹相談支援センターへ委託	☐ 機能を担う事業者の登録（P10～14） ☐ 専門的人材養成に係る研修実施の検討 （県等主催の研修会等の活用を含む）	・基幹相談支援センター ・障害者総合支援協議会 各専門部会
5	地域の 体制づくり	（新設）	☐ 機能を担う事業者の登録（P10～14） ☐ 「地域生活支援拠点等運営委員会」（仮称）の組織化 （P9）	・基幹相談支援センター ・障害者総合支援協議会 ・障害福祉課

4. 「地域生活支援拠点等運営委員会」(仮称)の概要

(1) 目的・役割

- 拠点等によるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を目的とする、「地域生活支援拠点等運営委員会」(仮称)を設置する。
- 本委員会においては、主に以下の役割を担う。
 - ・拠点等の整備・運営状況等について、評価(課題等)を行い、課題解決に向けた対応策の検討を行う
 - ・上記の結果を障害者総合支援協議会に報告し、意見等を聴取する

(2) 構成員

- 基幹相談支援センター ○相談支援事業所 ○入所系サービス事業所
- 通所系及び訪問系サービス事業所(必要に応じ) ○佐倉市障害福祉課

※障害福祉サービス事業所は、拠点等登録事業者から選出する。

(3) 開催頻度

- 年1回以上の開催
(令和6年度は、事業者登録の進捗を踏まえつつ、10月～12月頃を想定)

(4) 事務局

- 障害福祉課

5. 拠点等の機能を担う事業者の登録①

(1) 概要

- 令和6年度から、拠点等の機能を担う障害福祉サービスの事業者の登録を行う。
※「佐倉市地域生活支援拠点等事業実施要綱」(作成中)に登録方法等を定める。
- なお、市町村が拠点等として位置付けた障害福祉サービス事業所に対して、その役割を評価する報酬加算が創設されている。

(2) スケジュール

- 登録は、拠点等の運営の根幹となる「相談系事業所」及び「入所系事業所」を優先的に行う。(令和6年7月まで)
- その後、「通所及び訪問系事業所」の登録を行う。(令和6年9月まで)
- 詳しくは、P11(参考資料①)に記載。

5. 拠点等の機能を担う事業者の登録②

(参考資料①)

-		令和6年度					
分類	指定権者	4月	5月	6月	7月	8月	9月
佐倉市	-			相談及び入所系について拠点登録		通所及び訪問系について拠点登録	
相談系事業所	佐倉市	運営規程の変更		佐倉市に届け出 (加算の届け出含む)			
入所系事業所	千葉県	運営規程の変更及び変更について 千葉県へ届け出		佐倉市に届け出	千葉県へ 加算の届け出		
通所及び訪問系事業所	千葉県	運営規程の変更及び変更について 千葉県へ届け出				佐倉市に届け出	千葉県へ 加算の届け出

【留意事項】

- ・運営規程の変更は、記載例を参考にご対応ください。
- ・地域生活支援拠点等の事業所登録の流れ(フローチャート)も併せてご確認ください。
- ・通所及び訪問系事業所で早い登録を希望する場合は、事前にご相談ください。

5. 拠点等の機能を担う事業者の登録③

(3) 登録の流れ

【指定権者が佐倉市の場合】

- ① 障害福祉サービス事業所は、運営規程の変更を行う。
- ② 障害福祉サービス事業所は、佐倉市に「運営規程の変更」、「報酬加算の届出」、「拠点等の登録申請」を行う。
- ③ 佐倉市は、届出の受理を行う。
- ④ 佐倉市は、報酬加算及び拠点等の事業所登録を行う。また、登録事業者を市HPに公表する。
- ⑤ 佐倉市は、拠点等登録通知書を障害福祉サービス事業所へ送付する。
- ⑥ 障害福祉サービス事業所は、拠点等に係る報酬加算が算定可能となる。
※算定可能な報酬加算は、令和6年度報酬改定の内容が確定次第、資料を公表する予定。

※詳細は P13、14 参照。

地域生活支援拠点等の 事業所登録の流れ

【佐倉市が指定権者の場合】

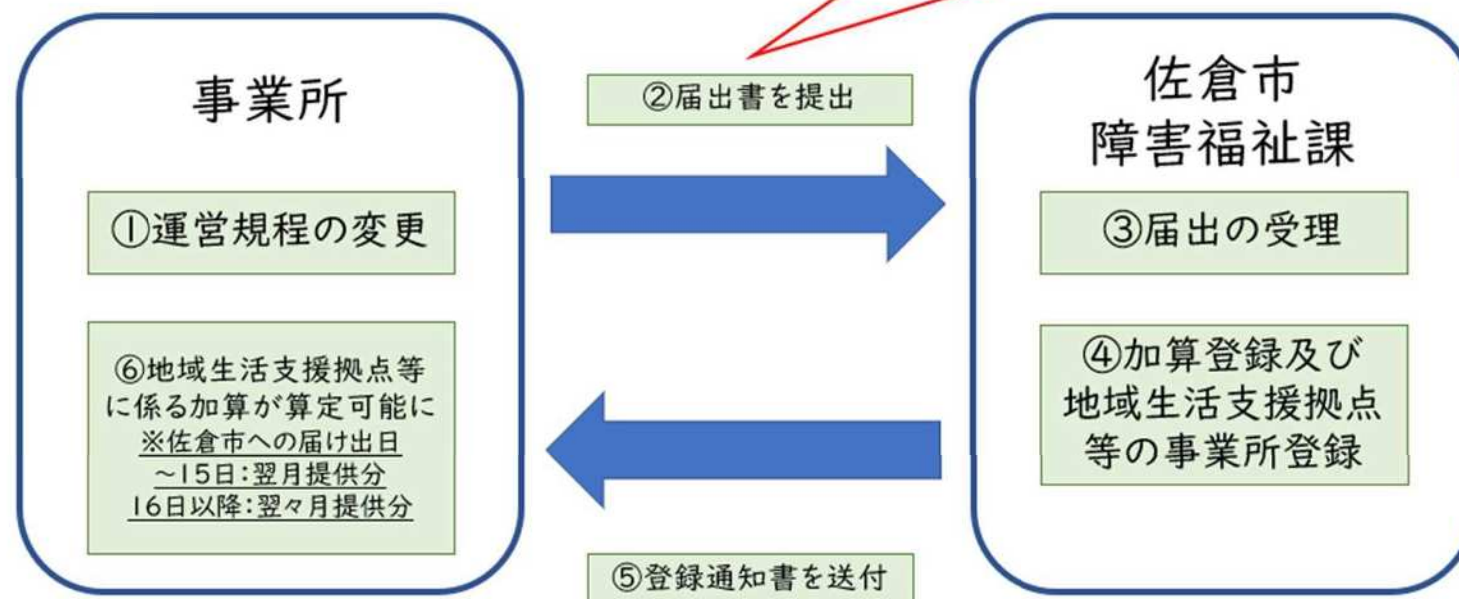
※特定相談支援、障害児相談支援など

【運営規程、加算関係】(例) 特定相談支援の場合

1. 変更届
2. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
3. 相談支援給付費の算定に係る体制等状況一覧表

【拠点登録関係】

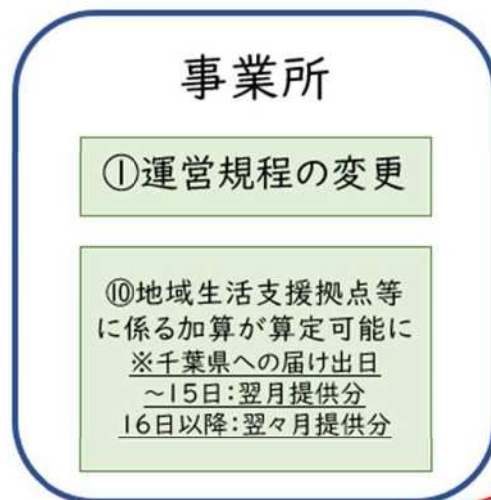
4. 佐倉市地域生活支援拠点等事業所登録申請書
5. 変更後の運営規程の写し



指定権者【千葉県】

地域生活支援拠点等の 事業所登録の流れ

【千葉県が指定権者の場合】



1. 佐倉市地域生活支援拠点等事業所登録申請書
2. 変更後の運営規程の写し

②届出書を提出

1. 変更届出書(第二号様式)
2. 変更後の運営規程の写し

④届出書を提出

⑦登録通知書を送付

佐倉市 障害福祉課

⑤届出の受理

⑥地域生活支援拠点
等の事業所登録

⑧届出書を提出

千葉県

③届出の受理
(運営規程の変更完了)

⑨届出の受理
地域生活支援拠点等の
体制加算の登録

1. 変更届出書(第二号様式)
2. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(第六号様式)
3. 介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)
4. 佐倉市地域生活支援拠点等事業所登録通知書の写し



しりあぶりねこ©Sakura City

避難行動要支援者（障害児・者）の個別避難計画について

I. 避難行動要支援者名簿 (P2、3)

1. 概要
2. 対象者

II. 個別避難計画 (P4)

1. 概要
2. 作成スケジュール

III. 佐倉市における個別避難計画の作成方針 (案) (P5)

1. 対象者
2. 作成主体

IV. 医ケア児・者の災害対策検討部会における検討状況 (P6)

1. 医ケア児・者の災害対策検討部会の設置
2. 検討状況

【参考】 (P7)

- 障害者の避難行動要支援者名簿の掲載基準（抽出方式）

I.避難行動要支援者名簿

1. 概要

- 東日本大震災の際、障害者等について、情報提供、避難、避難生活等において対応が不十分であったため、障害者等に係る名簿の整備・活用の促進を図ることが必要
- 平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な障害者等の「避難行動要支援者」について、市町村が「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務化

2. 対象者

- 避難行動要支援者名簿は、以下2つの方法により対象者を選定の上、作成

●抽出方式

- ・市が保有するデータから対象者を抽出し、名簿に登録

【①要介護認定者・②障害者】※②障害者の掲載基準は、P7 に記載

●手上げ方式

- ・希望する方を名簿に登録

【③高齢者・④難病患者等・⑤乳幼児・⑥妊産婦・⑦外国人・⑧その他本人等からの申し出があり、市長が必要と認める者】

- 名簿には「災害時」と「平常時」の2種類がある。

●災害時避難行動要支援者名簿（災害時名簿）

- ・ 上記の抽出方式及び手上げ方式により、避難行動要支援者が掲載された名簿（本人の同意は不要。ただし、登録を希望しない場合は、登録しない）
- ・ 名簿は、災害時のみ、市から地域の避難支援等関係者（自治会・自主防災組織等）に提供される。

●平常時避難行動要支援者名簿（平常時名簿）

- ・ 災害時名簿に掲載された避難行動要支援者のうち、平常時においても、名簿を避難支援等関係者に提供することに同意した方が掲載された名簿
- ・ 避難支援等関係者は、平常時名簿に掲載された避難行動要支援者に対し、訪問による聞き取り調査等を実施し、個別避難計画を作成する。

★避難行動要支援者名簿

災害時名簿

避難支援等関係者に提供の同意あり

個別避難計画を作成

「平常時名簿」に掲載

★令和4年度佐倉市避難行動要支援者名簿（令和5年3月22日作成）

【単位：人】

区分	理由	災害時名簿登録者	平常時名簿登録者
①	要介護認定者	1,386	878
②	障害者	2,071	1,537
③	高齢者	120	120
④	難病患者	3	3
⑤	乳幼児	3	3
⑥	妊産婦	0	0
⑦	外国人	0	0
⑧	その他	27	27
	合計	3,610	2,568

<参照条文>災害対策基本法

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3、4（略）

Ⅱ.個別避難計画

1.概要

- 令和元年台風19号等の災害において、多くの障害者等が被害を受けたことを踏まえ、災害時の避難支援を実効性あるものにすることが必要
- 令和3年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な障害者等の「避難行動要支援者」について、市町村が「個別避難計画」を作成することを努力義務化

2.作成スケジュール

- 国指針(※)に「改正法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画を作成」することが努力目標として示されている。佐倉市では、令和8年度末までに市内全域において個別避難計画が作成できる体制整備を目標に必要な作業を進めている。
- (※)「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(R3.5改訂、内閣府)

<参照条文>災害対策基本法

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。) を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 (略)

3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認め る事項

4、5 (略)

Ⅲ.佐倉市における個別避難計画の作成方針(案)

1. 対象者

- 個別避難計画の作成対象者が多いため、優先順位をつけて進めることが必要
- 具体的には、市全体としては、「平常時」名簿登録者のうち、佐倉市防災ハザードマップにおける浸水想定区域、土砂災害警戒区域の居住者を優先
- 障害福祉分野においては、医療的ケア児・者を優先することとし(上記の市全体で優先する区域の居住者に限らない)、その対象者(案)は以下のとおり

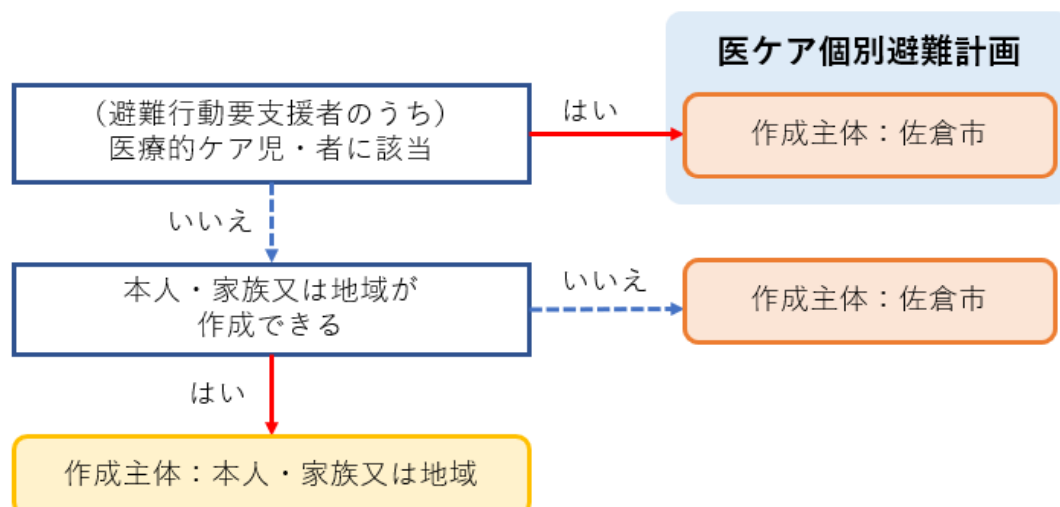
【佐倉市医療的ケア児・者等の個別避難計画(医ケア個別避難計画)の対象者(案)】

	0～17歳	18歳以上～64歳
人工呼吸器	「障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア」のある者のうち人工呼吸器を使用している者	障害福祉サービス利用者で特別な医療に関連する項目に「レスピレーター」がある者
人工呼吸器以外の医療機器	日常生活用具の在宅療養等支援用具のうち、ネブライザー、電気式たん吸引器、蓄電池を利用している者	

※上記以外の者についても、障害者相談支援事業所の相談支援専門員等が人工呼吸器及び人工呼吸器以外の医療機器を装着していると判断した者も対象

2. 作成主体

- 個別避難計画の作成主体は、基本的には「本人・家族又は地域」
- 医療的ケア児・者は、先行して「市主体」で個別避難計画を作成



IV.医ケア児・者の災害対策検討部会における検討状況

1. 医ケア児・者の災害対策検討部会の設置

- 佐倉市障害者総合支援協議会の生活支援部会（障害者に係る地域課題の整理や、自立した暮らしを促進するための支援策等を検討）の下に、「医ケア児・者の災害対策検討部会」を令和3年度に設置

2. 検討状況

- 本部会における、医療的ケア児・者の災害対策についての検討状況は以下のとおり。

【令和4年度】

- ・医療的ケア児を対象とする避難訓練（白銀）の実施
 - ※千葉県医療的ケア児等支援センター「ぽらりす」の協力を得ながら、モデルケースを抽出し、地域の自主防災組織とともに実施
 - ※医ケア児の個別避難計画書は、香取広域版の様式を使用
- ・避難訓練の結果等を踏まえ、「医ケア児者の災害対策検討部会からの提言書」を生活支援部会から佐倉市障害者総合支援協議会へ提出

【令和5年度】

- ・医療的ケア児を対象とする避難訓練（中志津）の実施
 - ※自治体の避難訓練との合同
- ・生活支援部会からの提言（令和2年度「重症心身障害児・者等の医療的ケアの必要な在宅の方への災害対策について」、令和4年度「医ケア児・者の災害対策検討部会からの提言書」）を受けて、令和5年度に日常生活用具の対象に蓄電池を追加
- ・佐倉市版の個別避難計画（様式）及びマニュアルの検討

【参考】**●障害者の避難行動要支援者名簿の掲載基準（抽出方式）**

視覚障害	Ⅰ級又はⅡ級
聴覚障害	Ⅱ級からⅥ級
上肢機能障害	Ⅰ級又はⅡ級
下肢機能障害	Ⅰ級又はⅡ級
体幹機能障害	Ⅰ級又、Ⅱ級又はⅢ級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	Ⅰ級からⅥ級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害	Ⅰ級からⅥ級
呼吸器機能障害	Ⅰ級又はⅢ級
心臓機能障害	Ⅰ級又はⅢ級
精神障害	Ⅰ級
知的障害	㊦又はA
障害支援区分4, 5又は6	

(以 上)